

令和6年度介護施設内保育施設運営支援事業補助金交付要綱

5福祉高施第1560号

令和6年3月29日

(通則)

第1条 介護施設内保育施設運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱（平成27年10月27日付27福保高計第336号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に係る経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱（平成30年7月10日付厚生労働省発医政0710第2号・厚生労働省発老0710第1号・厚生労働省発保0710第2号の別紙）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号の別紙）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、都内の介護施設及び事業所（以下「介護施設等」という。）が、雇用する職員のために設置する保育施設の運営費を助成することによって、職員が子育てをしながら働き続ける環境を整備し、介護職員等の離職防止及び再就業促進を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「保育児童」とは、介護施設等に従事する職員が養育する就学前の6歳未満の乳幼児をいう。

2 この要綱において、「保育士等職員」とは、直接保育に従事する職員をいう。

3 この要綱において、「負担能力指数」とは、前々年度の介護施設等決算における当期活動増減差額に占める、当年度施設内保育施設運営費に係る設置者負担額の割合をいう。

(補助対象)

第4条 この補助金の対象とする事業は、次項に規定する介護施設等が、介護職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「施設内保育事業」という。）とする。ただし、補助対象外事業として第5条に掲げるものを除く。

なお、単独で保育施設を設置できない介護施設等が複数集まり、それぞれの介護施設等に勤務する職員が共同で利用する保育施設であって、その代表である介護施設等が単独経理するものも補助対象とする。

2 この補助金の補助対象は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定又

は許可を受けた介護保険施設又は事業所及び老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定される老人福祉施設であって、以下の保育施設（以下「施設内保育施設」という。）を、当該年度において、原則６か月以上運営する介護施設等とする。

- （１）主に介護施設等が雇用する職員のために設置したもの
- （２）児童福祉法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第３４条の１５第２項の認可を受けていないもの、同法第３５条第３項の届出をしていないもの及び同条第４項の認可を受けていないもの
- （３）児童福祉法第５９条の２第１項及び東京都認可外保育施設に対する指導監督要綱第５条による届出をしているもの
- （４）第７条に掲げる施設内保育施設の種別に該当し、かつ保育料として１０，０００円以上を徴収している施設

（補助対象外事業）

第５条 次に掲げる事業は補助の対象としない。

- （１）他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている事業
（雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１１６条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条の２第１項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業助成金）の支給を受けている介護施設等については、当該助成金の受給年度については、本事業の対象外とする。）
- （２）その他補助事業として適当と認められない事業

（暴力団等の排除）

第６条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- （１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（施設内保育施設の種別）

第７条 施設内保育施設の種別は次のとおりとする。

- （１）Ａ型特例
保育児童１人以上４人未満で、保育時間８時間以上及び保育士等職員２人以上を有するもの

(2) A型

保育児童4人以上で、保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上を有するもので(3)又は(4)に該当しないもの

(3) B型

保育児童10人以上で、保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するもので(4)に該当しないもの

(4) B型特例

保育児童30人以上で、保育時間10時間以上及び保育士等職員10人以上を有するもの

(24時間保育等)

第8条 24時間保育、病児等保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育の実施に係る基準については、別表1に定めるものとする。

(交付額の算定)

第9条 この補助金の交付額は、別表2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(第1号様式)を、あらかじめ指定する期日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、申請者から第10条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第12条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を第2号様式により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 この補助金の交付条件は、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に基づき、次のとおりとする。

1 事情変更による決定の取消し等

(1) 知事は、第11条の規定による補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を

取り消し、又はその決定の内容若しくは条件を変更することができる。

ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) (1) の規定による補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(3) 知事は、(1) の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することができる。

(4) (3) の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合その他の交付については、(1) の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ、その理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1) 及び (2) に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

(1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事に提出しなければならない。

(2) 補助事業者は、(1) の報告に基づき、知事から必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況及びその他必要な事項について、報告を求め、調査し、又は指示することができる。

5 調書の作成

補助事業者は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業終了後 5 年間保管しておかなければならない。

6 変更申請手続

補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第 10 条に定める申請手続きに従い、あらかじめ知事が指定する日までに変更の申請を行うものとする。

7 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又は条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。
- (2) 知事は、補助事業者が（1）の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- (3) 知事は、（2）の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容又は条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、11の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

8 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止したときを含む。）又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、事業実績報告書（第3号様式）を指定する期日までに知事に提出しなければならない。

9 補助金額の確定等

知事は、8の規定による事業実績の報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該事業の成果が補助金の交付の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第4号様式により、補助事業者に通知するものとする。

10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認められるときは、これに適合させるべきことを命ずることができる。

11 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、補助金額の確定があった場合においても適用する。

12 補助金の返還

- (1) 知事が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。
- (2) (1)の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える補助金を受領している場合においても適用する。

1 3 違約加算金及び延滞金

(1) 1 1 の規定により知事が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還金を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した違約加算金（1 0 0 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 1 2 の規定により知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金（1 0 0 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1 4 違約加算金の計算

知事が 1 3 の（1）の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

1 5 延滞金の計算

知事が 1 3 の（2）の規定により延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（申請の撤回）

第 1 3 条 申請者は、この補助金の交付の決定の内容又は条件に異議のあるときは、この補助金の交付決定を受けた日から 1 4 日以内に申請の撤回をすることができる。

（補助事業者の義務）

第 1 4 条 補助事業者は、施設内保育施設の設備及び運営については、児童福祉施設最低基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）を尊重するものとする。

（消費税等に係る仕入控除税額の報告）

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 3 0 日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であ

って、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

（その他）

第16条 特別の事情により、第9条、第10条、第12条の6及び8に定める算定方法又は手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

なお、補助の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(別表 1)

1 24時間保育

24時間保育は、終日いずれの時間帯においても第4条に掲げる保育サービスを提供するものとする。

2 病児等保育

(1) 対象児童

ア 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な施設内保育施設に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童

イ 施設内保育施設に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）

(2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常り患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上あること。

(4) 職員配置等

ア 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

イ 児童の受け入れに当たっては、医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5) 利用事務手続等

ア 利用事務手続きについては、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ 利用申請があった場合は、受入上支障がない限り、速やかに利用の決定を行う

こと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

- (6) 病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）。

(7) その他

介護職員等の委託を受けて病児等保育を実施する他に、区市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

3 緊急一時保育

(1) 対象児童

24時間保育を実施していない施設内保育施設を設置している介護施設等の介護職員等の乳児又は幼児であって、介護施設等からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年を含む。）

(2) 対象となるサービス

施設内保育施設が予め保育サービスを提供する事業者と契約しており、かつ保育サービス提供者への支払を当該施設内保育施設の会計で行い、(1)の児童を保育したことにより施設内保育施設がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3) 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都又は区市町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

4 児童保育

(1) 対象児童

施設内保育施設を設置している介護施設等の介護職員等の児童であって、かつ、介護施設等に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下「放課後児童」という。）

(2) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

(3) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児

童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。)を1名以上配置すること。

5 休日保育

休日保育は、以下に掲げる日に第4条に掲げる保育サービスを提供するものとする。

ただし、以下に掲げる日であっても、介護施設等の営業日として表示する日を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日(前号に掲げる日を除く。)

(別表 2)

1 基準額	2 対象経費
各施設内保育施設につき、次により算定した額から別紙の保育料相当収入額を控除の上、別紙の施設内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額の合計額	施設内保育施設運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人件費とする。）
1 基本額 (A型特例) 1 人×別紙の基準単価×実施月数 (A型) 2 人×別紙の基準単価×実施月数 (B型) 4 人×別紙の基準単価×実施月数 (B型特例) 6 人×別紙の基準単価×実施月数	
2 加算額 (24時間保育を行っている施設) 別紙の加算単価×実施日数 (病児等保育を行っている施設) 別紙の加算単価×実施月数 (緊急一時保育を行っている施設) 別紙の加算単価×実施日数 (児童保育を行っている施設) 別紙の加算単価×実施日数 (休日保育を行っている施設) 別紙の加算単価×実施日数	

施設内保育施設運営支援事業補助金交付要綱上の
保育料相当収入額、調整率及び単価

1 要綱第9条の別表2の第1欄に規定する保育料相当収入額

保育料相当収入額は、24,000円に保育児童数及び保育月数を乗じた額とする。

また、保育料相当収入額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表1のとおりとする。

表1

種別	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

2 要綱第9条の別表2の第1欄に規定する施設内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数及び調整率

(1) 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の介護施設等の決算における当期活動増減差額を、補助を受けようとする年度の施設内保育施設運営費に係る設置者負担額（施設内保育施設運営支援事業補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、施設内保育施設運営費は、施設内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費と比較して少ない方の額とする。

標準経費＝保育士等の数×標準人件費+その他の経費

注) (ア) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とし、年度の途中に開設した場合は、開設日（土曜日又は休日の場合は直後の平日）とする。）現在の施設内保育施設利用職員の児童数を、2.6で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該施設内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(イ) その他の経費は、施設内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費の額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等施設内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(ウ)標準人件費は、年額3, 186, 000円とする。

- (2) 負担能力指数による調整率は、以下の表2のとおりとする。ただし、補助金交付年度の4月1日の時点で施設内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

表2

負担能力指数	調整率
5未満	1. 0
5以上20未満	0. 8
20以上	0. 6

3 要綱第9条の別表2の第1欄に規定する各単価

表3

項 目		単価
基本額 基準単価		180, 800円
加 算 額	24時間保育加算単価	23, 410円
	病児等保育加算単価	187, 560円
	緊急一時保育加算単価	20, 720円
	児童保育加算単価	10, 670円
	休日保育加算単価	11, 630円